

目標（計画）に基づく評価の概要

1. 目標（計画）に基づく評価とは

大学の理念や目的を達成するために、期間の設定された中期的な目標・計画を自ら定める大学が少なくない。そして、この目標・計画が確実に達成できるよう、定期的に進捗管理を兼ねた点検や評価を行うとともに、設定期間終了後に、目標（計画）の達成状況について自己点検・評価を行うのが一般的である。さらに、これらの評価の結果について、外部者から評価を受けることが求められている。

この目標（計画）に基づく評価の代表的なものとして、以下のものがあげられる。

- 平成16年度に法人化した国立大学では、中期目標、中期計画、年度計画に関する実績について、国立大学法人評価が義務づけられている。
- 公立大学法人では、地方独立行政法人法に規定される中期目標が認証評価と関連づけられている。
- 私立大学では、平成16年に一部改正された私立学校法で、理事長から評議員会へ事業計画を諮問するとともに、毎年度ごとに事業の実績について報告することや、事業報告書を作成し、閲覧に供することを義務づけられている。

国公立大学法人のように、とくに中期的な目標・計画の策定とその評価を義務づけられているわけではないが、大学によって独自の中期計画を策定し、公表するものもある。

2. 認証評価と目標（計画）に基づく評価の性格の違い

○ 評価の観点や自己評価書に記載すべき事項・根拠資料について

- 認証評価では、あらかじめ決まっている。
- 目標（計画）に基づく評価では、大学ごとに目標及び計画が異なるため、大学自ら決めなくてはならない。言うまでもなく、目標及び計画の内容に則したものでなければならない。

○ 自己評価書の記述について

- 認証評価は、質の保証に重きが置かれるため、一般に大学として求められる必要最小限の水準をクリアしていることが分かる記述が求められる。
- 目標（計画）に基づく評価は、公費や授業料等の投入に対する社会的説明責任を果たす観点から、目標（計画）の達成度や成果の記述が求められる（達成度評価）。

＜参考＞ 国立大学法人制度の概略（目標・計画及び評価に関連する内容のみ）

○ 中期目標・中期計画・年度計画の関係

- ① 中期目標：教育研究の基本理念やこれを実現するための 6 年間の目標を明示したもの。第二期中期目標期間は、平成 22 年度～平成 27 年度
 - ② 中期計画：中期目標を実現するための具体的な計画。
 - ③ 年度計画：毎年度、中期計画に沿って定める計画。
- ※①の原案、②及び③は、各法人が作成する（①は文部科学大臣が定めることになっている。）。

○ 国立大学法人評価：すべて各法人の自己点検・評価に基づいて行われる。

- (1) 年度評価（毎年度の達成状況の評価）では、業務運営に係る年度計画の実施状況に基づき、中期目標の達成状況や中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価を行う。
- (2) 中期目標期間評価（中期目標期間終了時の達成状況の評価）では、以下に基づき、中期目標の達成状況の総合的な評価を行う。
 - ① 業務運営、附属病院・附属学校に係る中期目標の各項目の達成状況や中期計画の各項目の進捗状況を評価する。
 - ・ 中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（法人評価委員会）
 - ② 教育、研究、社会との連携、国際交流等に係る中期計画に掲げる取組の成果や、教育・研究の質の維持・向上の状況の評価する。
 - ・ 中期目標の達成状況評価（大学評価・学位授与機構）
 - ③ 学部・研究科等を対象に、教育・研究の水準及び質の向上度を評価する。
 - ・ 学部・研究科等の現況分析（大学評価・学位授与機構）
 - ・ 研究業績水準判定（大学評価・学位授与機構）